

新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市景観条例（平成19年新潟市条例第12号）第25条第2項の規定に基づき、歴史的まちなみの保全に著しく寄与すると認められる行為をしようとするものに対して、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、景観法（平成16年法律第110号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び新潟市屋外広告物条例（平成7年新潟市条例第59号）に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歴史的建造物 原則として、建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行の際、現に存する建造物をいう。ただし、景観法に基づき指定された景観重要建造物を除く。
- (2) 一般建造物 歴史的建造物以外の建造物をいう。
- (3) 修景 助成対象地区において、別表1に定める助成基準に基づき、建造物及び当該建造物の敷地の外観を歴史的まちなみの保全に資するよう行う、新築、増築、改築、修繕、模様替え、建築設備・広告物の修景、外構の修景又は色彩の修景をいう。
- (4) 工作物 門、塀、柵、広告物等をいう。

(助成対象地区)

第3条 助成金の交付の対象となる地区は、新潟市景観計画（平成19年新潟市告示第59号）において、歴史的建造物の保全を図り、これと調和した景観の形成を図る区域として特別区域に設定している、次に掲げる地区とする。

- (1) 旧齋藤家別邸周辺地区
- (2) 旧小澤家住宅周辺地区

(3) 古町花街地区

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業は、掲げる事業とする。

(1) 建築物の修景

(2) 工作物の修景

(3) 修景にかかる設計等

(4) 耐震改修

(5) 耐震診断

(助成対象者)

第5条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 建造物の所有者（当該建造物及び当該建造物が立地する土地の所有者が複数いる場合は、助成を受けようとする者を除く所有者全員の同意を得ている者に限る。）

(2) 建造物の権原に基づく占有者（当該建造物及び当該建造物が立地する土地の所有者の全員の同意を得ている者に限る。）

(3) 土地の所有者（当該土地及び当該土地に立地する建造物の所有者が複数いる場合は、助成を受けようとする者を除く所有者全員の同意を得ている者に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成を受けることができない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(助成対象経費、助成率及び助成金限度額)

第6条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成率並びに助成金の限度額は、別表2に定めるところによる。

2 前項の規定により算出した助成金の額は、千円未満の端数を切り捨てるものとし、申請に基づき予算の範囲内でこれを決定する。

（事前協議）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、事業内容について、市長と必要な協議を行わなければならない。

（助成の申請）

第8条 申請者は、助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）助成事業収支予算書（別記様式第2号）

（2）図面（付近見取り図、配置図、仕上げ表、平面図、着色立面図、外構図）

（3）現況写真（全景及び施工予定箇所ごとの施工前の状況が確認できるもの）

（4）見積書の写し

（5）申請者が新潟市に対して納税義務を負う場合は、新潟市税の納税証明書（市制度用）

（6）暴力団の排除に関する誓約書兼同意書

（7）同意書及び同意者の印鑑登録証明書（当該建造物又は当該建造物の立地する土地の所有者の同意が必要な場合に限る。）

（8）前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる書類の添付の必要が無いと認めるときは、これを省略させることができる。

（助成金の交付決定）

第9条 市長は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定したときは、その決定の内容（交付の条件を付したときは、その決定の内容及び条件）を、助成金の不交付の決定をしたときはその旨を、助成金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により、通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

（事業内容の変更等）

第11条 助成金の交付の決定を受けて助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）が、助成事業の内容若しくはこれに係る予算を変更しようとするとき又は助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに助成事業（変更・中止・廃止）申請書（別記様式第4号）に必要な書類を添え、市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

（1）助成対象経費の内容及び助成金の額に変更が無いもの

（2）助成対象経費の内容に変更が無く、助成金の額が減少するもの

（3）前2号に掲げるもののほか、助成事業を実質的に変更するものではなく、その細部を変更するもの

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができるものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をした場合は、交付決定（変更・中止・廃止）承認通知書（別記様式第5号）により、助成事業者に通知するものとする。

（事故報告等）

第12条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しないとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（助成事業の遂行の指示）

第13条 市長は、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って助成事業を遂行していないと認めるときは、助成事業者に対し、これに従って当該助成事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第14条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、助成事業完了後一カ月以内又は交付の決定に係る市の会計年度の2月末日までに、助成事業実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書（別記様式第7号）

(2) 竣工図（変更があった場合に限る。）

(3) 工事請負契約書の写し

(4) 領収書の写し

(5) 施工前・施工中・施工後の写真（建造物の全景及び施工箇所ごとの状況が確認できるもの）

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(是正のための措置)

第15条 市長は、実績報告書の提出があった場合において、当該助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを助成事業者に指示することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による指示に従って行う助成事業について準用する。

(額の確定等)

第16条 市長は、実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（別記様式第8号）により通知し、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 正当な理由なく助成事業の是正に関する市長の指示に従わなかったとき。

(5) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであるとき。

(6) その他、関連する法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合は、助成金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第18条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、助成金返還命令書（別記様式第10号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超えて助成金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第19条 助成金の交付を受けたものは、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 助成事業者は、次に掲げる行為を行う場合は、あらかじめ取得財産の処分承認申請書（別記様式第11号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- （1）助成事業により取得し、若しくは効用の増加した不動産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供する場合
- （2）助成事業により工事した部分を、増築、改築、移転若しくは除却、意匠を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をする場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の承認を要しない。

- （1）助成事業者が助成金の全部に相当する額を市に納入した場合
- （2）市長の承認を受けた日又は助成事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間を経過した日のいずれか早い日を経過した場合
- （3）助成事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後10年を経過した場合（前項第2号の場合に限る。）

2 市長は、第1項の規定による承認をした場合は、処分（承認・非承認）通知書（別記様式第12号）により、助成事業者に通知するものとする。

（報告）

第21条 市長は、助成金の交付に関し必要があると認めたときは、助成対象者に対し期限を定めて、報告又は資料の提出を求め、その内容を調査することができる。

2 助成事業者は、前項の報告依頼があったときは、定められた期限までに、市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告が無い場合及び報告の内容が第9条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し、必要な処置を指示することができる。

（助成対象行為の公表）

第 2 2 条 市長は、助成事業の完了後、歴史的まちなみの保全の促進のために、ホームページ、パンフレット等を利用して、当該助成事業の概要について公表することができる。

(様式)

第 2 3 条 市長は、この要綱の規定による様式によりがたいと認めるときは、その都度これを変更することができる。

(委任)

第 2 4 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日をもって失効する。

(廃止)

- 1 新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金交付要綱（平成 20 年 4 月 1 日制定）及び新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金交付要綱実施基準（平成 20 年 4 月 1 日制定）は令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 2 同要綱及び同実施基準に基づき助成した事業については、同要綱第 2 1 条（交付決定の取消し、返還）、第 2 2 条（報告・指導監督）及び第 2 3 条（維持・保全）の規定は、同要綱廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

1 景観計画特別区域「旧齋藤家別邸周辺地区」の助成基準

		景観重要建造物 歴史的建造物	一般建造物
共通基準		履歴を調査のうえ、修理又は復原を行うこと。	歴史的なまちなみの維持・向上に資する、優れたデザインとすること。
		修理又は復原が難しいと市長が認めるときは、一般建造物の助成基準とすることができる。	特に良好な景観の形成を図ることができる」と市長が認めるときは、助成基準の適用を一部除外することができる。
			良好な景観形成上、支障がない」と市長が認めるときは、景観計画に定める基準とすることができる。
建築物	高さ	履歴を調査のうえ、修理又は復原を行うこと。	地上 10 m 以下、かつ、2 階以下とすること。
	配置		地区内の歴史的建造物の建築当初の壁面の位置に倣うこと。道路からの後退が大きい場合は、塀を設けること。
	屋根葺き材料		原則として日本瓦（安田瓦を基本）とすること。
	屋根形状		二方向以上に流れる勾配屋根とすること。
	屋根勾配		地区内の歴史的建造物に倣った勾配とすること。
	外壁材料		木材、漆喰、モルタルその他の地区内の歴史的建造物の建築当初に使用されていた素材とし、建築物の様式や壁面の場所ごとに適切な材料を選定すること。
	外壁色彩		地区内の歴史的建造物の建築当初に使用されていた色彩又は、無彩色（明度 2 から 6 まで）若しくは茶系色（色相 2.5 Y R から 10 Y R まで、彩度 4 以下、明度 2 から 6 まで）とすること。
	建具材料・色彩		木製を基本とすること。木製以外を使用する場合は、木製建具を外側に設けるか、色彩を外壁と合わせる。
	建具デザイン		縦桟又は格子を付ける、若しくは格子戸とするなど、地区内の歴史的建造物の建築当初に使用されていた意匠とし、開口部の場所ごとに適切な意匠を選定すること。
	照明設備	一般建造物の助成基準に同じ。	建築物からの漏れ光や建築物へのライトアップなどにより、歴史的なまちなみの趣きを高める照明設備の配置や配光とすること。また、照明の色温度を 30

	照明設備以外の設備・メータ類		00K以下とすること。 道路から見えない位置に設置すること。やむを得ず設置する場合は、外壁の色彩と色を合わせ、かつ、木製の格子等で目隠しすること。
	設備配管・配線		道路から見えない位置に設置する、外壁の色彩と色を合わせる、又は外壁の色彩と色を合わせた配管カバー等で目隠しすること。
	屋外駐車場	履歴を調査のうえ、修理又は復原を行うこと。	屋外駐車スペースは設けないこと。やむを得ず設ける場合は、門や塀などを道路境界に設けること。
	外構舗装仕上げ		石張り、洗い出しとし、コンクリートの場合は、目地により歴史的なまちなみに調和する意匠とすること。
	植栽の樹種	履歴を調査のうえ、樹種を選定すること。	地区内の歴史的建造物の日本庭園に使用されている樹種とすること。
	植栽の伐採	履歴を調査のうえ、不要な樹木を除き、伐採しないこと。やむを得ず伐採する場合は、可能な限り同様の大きさの樹木を新たに植えること。	既存の樹木を伐採しないこと。やむを得ず伐採する場合は、可能な限り同様の大きさの樹木を新たに植えること。
門・塀・柵等	全般	建築物の基準を準用する。	建築物の基準を準用する。
広告物等	広告物等の種類	自家用広告物等又は管理用広告物の壁面広告のみとすること。	景観重要建築物・歴史的建造物の助成基準に同じ。
	表示個数	広告物の種類ごとに1基とするなど、必要最小限の基数とすること。	
	高さ	地上からの高さ3m以下、かつ1階部分とすること。	
	表示面積	1基あたりの面積は可能な限り小さくすることとし、1基あたり0.5㎡以下を標準とすること。	
	表示内容	自己の氏名、名称、店名及びロゴ並びに建物の名称とすること。	
	色彩	色の数は、3色以内とし、地の色は原則として白色（N9を標準）とすること。	
適用除外		履歴調査による復原の場合は、上記基準の適用を一部除外することができる。	

注 管理用広告物とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等をいう（以下同じ。）。

2 景観計画特別区域「旧小澤家住宅周辺地区」の助成基準

		景観重要建造物 歴史的建造物	一般建造物
共通基準		履歴を調査のうえ、修理又は復原を行うこと。	歴史的なまちなみの維持・向上に資する、優れたデザインとすること。
		修理又は復原が難しいと市長が認めるときは、一般建造物の助成基準とすることができる。	特に良好な景観の形成を図ることができると市長が認めるときは、助成基準の適用を一部除外することができる。
			良好な景観形成上、支障がないと市長が認めるときは、景観計画に定める基準とすることができる。
建築物	高さ	履歴を調査のうえ、修理又は復原を行うこと。	地上10m以下、かつ、2階以下とすること。
	配置		地区内の歴史的建造物の建築当初の壁面の位置に倣うこと。
	建物形態		上大川前通り（市道上大川前通本町通線）に棟が平行し、かつ、上大川前通りから見て間口よりも奥行きが長い建物形態としないこと。
	屋根葺き材料		原則として日本瓦（安田瓦を基本）とすること。
	屋根形状		二方向以上に流れる勾配屋根とすること。
	屋根勾配		地区内の歴史的建造物に倣った勾配とすること。
	外壁材料		木材、漆喰、その他の地区内の歴史的建造物の建築当初に使用されていた素材とし、建築物の様式や壁面の場所ごとに適切な材料を選定すること。
	外壁色彩		地区内の歴史的建造物の建築当初に使用されていた色彩又は、無彩色（明度2から6まで）若しくは茶系色（色相2.5YRから10YRまで、彩度4以下、明度2から6まで）とすること。
	建具材料・色彩		木製を基本とすること。木製以外を使用する場合は、木製建具を外側に設けるか、色彩を外壁と合わせること。
	建具デザイン		縦桟又は格子を付ける、若しくは格子戸とするなど、地区内の歴史的建造物の建築当初に使用されていた意匠とし、開口部の場所ごとに適切な意匠を選定すること。
	照明設備	一般建造物の助成基準に同じ。	建築物からの漏れ光や建築物へのライトアップなどにより、歴史的なまちなみの趣きを高める照明設備の配置や配光とするこ

	照明設備以外の設備・メータ類		と。また、照明の色温度を3000K以下とすること。
	設備配管・配線		道路から見えない位置に設置すること。やむを得ず設置する場合は、外壁の色彩と色を合わせ、かつ、木製の格子等で目隠しすること。
	屋外駐車場	履歴を調査のうえ、修理又は復原を行うこと。	屋外駐車スペースは設けないこと。やむを得ず設ける場合は、駐車場の間口は、建物の間口の半分以下とするか、門や塀などを道路境界に設けること。
	外構舗装仕上げ		石張り、洗い出しとし、コンクリートの場合は、目地により歴史的なまちなみに調和する意匠とすること。
	植栽の樹種	履歴を調査のうえ、樹種を選定すること。	地区内の歴史的建造物の日本庭園に使用されている樹種とすること。
	植栽の伐採	履歴を調査のうえ、不要な樹木を除き、伐採しないこと。やむを得ず伐採する場合は、可能な限り同様の大きさの樹木を新たに植えること。	既存の樹木を伐採しないこと。やむを得ず伐採する場合は、可能な限り同様の大きさの樹木を新たに植えること。
門・塀・柵等	全般	建築物の基準を準用する。	建築物の基準を準用する。
広告物等	広告物等の種類	自家用広告物等又は管理用広告物の壁面広告のみとすること。	自家用広告物等又は管理用広告物の壁面広告及び暖簾のみとすること。
	表示個数	広告物の種類ごとに1基とするなど、必要最小限の基数とすること。	景観重要建造物・歴史的建造物の助成基準に同じ。
	高さ	地上からの高さ3m以下、かつ1階部分とすること。	
	表示面積	1基あたりの面積は可能な限り小さくすることとし、1基あたり0.5㎡以下を標準とすること。	
	表示内容	自己の氏名、名称、店名及びロゴ並びに建物の名称とすること。	
	色彩	色の数は、3色以内とし、地の色は原則として白色（N9を標準）とすること。	
適用除外		履歴調査による復原の場合は、上記基準の適用を一部除外することができる。	

3 景観計画特別区域「古町花街地区」の助成基準

		景観重要建造物 歴史的建造物	一般建造物
共通基準		オーセンティシティに配慮し、履歴を調査のうえ、歴史的な価値を尊重した修理又は復原を行うこと。	オーセンティシティに配慮し、地区の特性を踏まえた修景を図り、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的建造物で用いられる意匠の安易な模倣は避けること。
		修理又は復原が難しいと市長が認めるときは、一般建造物の助成基準とすることができる。	歴史的なまちなみの維持・向上に資する、優れたデザインとすること。
			特に良好な景観の形成を図ることができると市長が認めるときは、助成基準の適用を一部除外することができる。
			良好な景観形成上、支障がないと市長が認めるときは、景観計画に定める基準とすることができる。
建築物	高さ	履歴を調査のうえ、修理又は復原を行うこと。	地上10m以下、かつ、2階以下とすること。 ただし、2階以下を優れたデザインで修景し、特に良好な景観の形成を図ることができると市長が認めるときは、この限りではない。
	配置		地区内の歴史的建造物の建築当初の壁面の位置に倣うこと。道路からの後退が大きい場合は、塀を設けること。
	屋根葺き材料		原則として日本瓦（安田瓦を基本）とすること。
	屋根形状		二方向以上に流れる勾配屋根とすること。
	屋根勾配		地区内の歴史的建造物に倣った勾配とすること。
	外壁材料		木材、漆喰、モルタルその他の地区内の歴史的建造物の建築当初に使用されていた素材とし、建築物の様式や壁面の場所ごとに適切な材料を選定すること。
	外壁色彩		無彩色（明度2から9まで）、茶系色（色相10Rから5Yまで、彩度4以下、明度2から7まで）又はその他の色相（彩度1以下、明度2から7まで）とすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆喰の色彩又は地区内の歴史的建造物の建築当初に使用されていた色彩は、この限りではない。 なお、外壁の強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を2階以下の部分に限るものとし、

			その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する外壁面の2階以下の部分の面積の20分の1以下とすること。
	建具材料・色彩		木製を基本とすること。木製以外を使用する場合は、木製建具を外側に設けるか、色彩を外壁と合わせること。
	建具デザイン		目隠し板、透かし彫の欄間、縦棧若しくは格子を付ける又は格子戸とするなど、地区内の歴史的建造物の建築当初に使用されていた意匠とし、開口部の場所ごとに適切な意匠を選定すること。
	照明設備	一般建造物の助成基準に同じ。	建築物からの漏れ光並びに建築物及び前庭のライトアップなどにより、歴史的まちなみの趣きを高める照明設備の配置や配光とすること。また、照明の色温度を3000K以下とすること。
	照明設備以外の設備・メータ類		道路から見えない位置に設置すること。やむを得ず設置する場合は、外壁の色彩と色を合わせ、かつ、木製の格子等で目隠しすること。
	設備配管・配線		道路から見えない位置に設置する、外壁の色彩と色を合わせる、又は外壁の色彩と色を合わせた配管カバー等で目隠しすること。
	屋外駐車場	一般建造物の助成基準に同じ。	屋外駐車スペースは設けないこと。やむを得ず設ける場合は、門や塀などを道路境界に近接させて設けること。
	外構舗装仕上げ	履歴を調査のうえ、修理又は復原を行うこと。	石張り、洗い出しやコンクリート目地の工夫などにより、歴史的まちなみに調和する意匠とすること。
	植栽の樹種	履歴を調査のうえ、樹種を選定すること。	地区内の歴史的建造物の前庭に使用されている樹種とすること。
	植栽の伐採	履歴を調査のうえ、不要な樹木を除き、伐採しないこと。やむを得ず伐採する場合は、可能な限り同様の大きさの樹木を新たに植えること。	既存の樹木を伐採しないこと。やむを得ず伐採する場合は、可能な限り同様の大きさの樹木を新たに植えること。
門・塀・柵等	全般	建築物の基準を準用する。	建築物の基準を準用する。

広告物等	広告物等の種類	自家用広告物等又は管理用広告物の壁面広告、突出広告、提灯、広告幕（暖簾）のみとする。	景観重要建造物・歴史的建造物の助成基準に同じ。
	表示個数	広告物の種類ごとに1基とするなど、必要最小限の基数とすること。また、1基あたりの面積は可能な限り小さくすること。	
	表示面積	1営業所等につき総表示面積を3㎡以内とすること。	
	表示内容	自己の氏名、名称、店名及びロゴ並びに建物の名称とすること。 写真を使用しないこと。	
	色彩	色の数は、3色以内とし、地の色は原則として白色（N9を標準）とすること。 なお、提灯、広告幕（暖簾）についてはこの限りでない。	
	照明	ネオン照明その他これに類する照明を使用しないこと。 照明の色温度は、3000K以下とすること。ただし、法令に基づくもの又は警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要なものは、この限りでない。	
壁面広告	高さ	地上からの高さ4m以下とすること。	景観重要建造物・歴史的建造物の助成基準に同じ。
	表示面積	1基あたり0.5㎡以内とすること。ただし、集合型の場合は、1営業所等につき0.25㎡以内、かつ、総表示面積1㎡以内とすること。	
	表示位置	窓又は開口部に直接表示しないこと。	
突出広告	表示個数	1営業所等につき1個とすること。	景観重要建造物・歴史的建造物の助成基準に同じ。
	高さ	地上からの高さ6m以下とすること。	
	表示面積	1営業所等につき総表示面積1.5㎡以内、かつ1面0.75㎡以内とすること。ただし、集合型の場合は、1営業所等につき0.25㎡以内、総表示面積1.5㎡以内、かつ1面0.75㎡以内とすること。	
	外壁面からの突出幅	1m以下とすること。	
広告幕（暖簾）	表示面積	1営業所等につき3㎡以内とすること。	景観重要建造物・歴史的建造物の助成基準に同じ。
	色彩	広告物に使用できる色彩は、彩度11以下とすること。 広告物に使用できる色数は、有彩色を1色までとし、合計3色以内とすること。	
	その他	綿、麻その他これらに類する布	

提灯	表示面積	製の暖簾とすること。 1 営業所等につき総表示面積 1 m ² 以内、かつ、1 基につき 0.5 m ² 以内とすること。	景観重要建造物・歴史的建造物の助成基準に同じ。
	色彩	広告物の地の色は、白又は赤色に限ること。ただし、着色を施していない和紙の色彩を使用するものはこの限りでない。	
		広告物に使用できる色数は、有彩色を 1 色までとし、合計 3 色以内とすること。	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
適用除外		履歴調査による復原の場合は、上記基準の適用を一部除外することができる。	

別表 2（第 6 条関係）

助成対象事業	助成対象経費	建造物区分	助成率	助成金 限度額 (単位：千円)
(1) 建築物の修景	建築物の修景費 (照明設備の整備費含む)	景観重要建造物	2 分の 1	7,000
		歴史的建造物	2 分の 1	5,000
		一般建造物	2 分の 1	1,500
(2) 工作物の修景	工作物の修景費 (照明設備の整備費含む)	景観重要建造物	2 分の 1	700
		歴史的建造物	2 分の 1	500
		一般建造物	2 分の 1	500
(3) 修景にかかる設計等	設計・工事監理費	景観重要建造物	2 分の 1	500
		歴史的建造物	2 分の 1	250
		一般建造物	2 分の 1	100
(4) 耐震改修	耐震改修費	景観重要建造物	2 分の 1	2,000
(5) 耐震診断	耐震診断費	景観重要建造物	2 分の 1	300

注 1 外構の修景については、道路に面する部分に限る。ただし、良好な景観の向上に寄与すると市長が認める場合はこの限りでない。

2 設計・工事監理費は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づき定める「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」を基に算出した額を標準とする。

- 3 国若しくは他の地方公共団体又は本助成金以外の本市の助成を受けて助成対象行為を行う場合は、当該助成に係る助成対象経費を、本助成金の助成対象経費の額から控除し算定するものとする。
- 4 消費税及び地方消費税を除いた額とする。
- 5 一敷地において2以上の建造物区分の欄に該当する場合の（1）から（5）それぞれの項における助成金の合計額は、該当する建造物区分のうち、いずれか高い方の限度額を超えることはできない。
- 6 耐震診断は、限界耐力計算法や時刻歴応答解析など、当該建造物の特性を踏まえた適切な診断方法を採用すること。

別記様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所（法人にあっては所在地）
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金交付申請書

新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金交付要綱第 8 条の規定により、助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 景観計画特別区域名	
2 建造物の所在地	
3 建造物の名称	
4 助成事業の区分	☐ 建築物の修景 ☐ 工作物の修景 ☐ 修景にかかる設計等 ☐ 耐震改修 ☐ 耐震診断
5 建造物の区分	☐ 景観重要建造物 ☐ 歴史的建造物 ☐ 一般建造物
6 建造物の建築年代	☐ 江戸期以前 ☐ 明治期 ☐ 大正期 ☐ 昭和初期（昭和 2 5 年 1 1 月 2 3 日以前） ☐ 上記以外
7 申請者の区分	☐ 建造物の所有者 ☐ 建造物の占有者 ☐ 土地の所有者
8 助成対象経費	円
9 助成金交付申請額	円
10 助成事業の期間	【工事着手予定】 年 月 日 【工事完了予定】 年 月 日
11 助成事業の公表の内容、方法及び時期	

添付書類

- （1）助成事業収支予算書（別記様式第 2 号）
- （2）図面（付近見取り図、配置図、仕上げ表、平面図、着色立面図、外構図）
- （3）現況写真（全景及び施工予定箇所ごとの施工前の状況が確認できるもの）
- （4）見積書の写し
- （5）申請者が新潟市に対して納税義務を負う場合は、新潟市税の納税証明書（市制度用）
- （6）暴力団の排除に関する誓約書兼同意書
- （7）同意書及び同意者の印鑑登録証明書（当該建造物又は当該建造物の立地する土地の所有者の同意が必要な場合に限る。）
- （8）前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

別記様式第 2 号（第 8 条関係）

助成事業収支予算書

1 収入

区 分	資金調達先	金 額
自己資金		
借入金		
本助成金	新潟市	
その他		
合計		

※行数が不足する場合は、適宜追加してください。

2 支出

区 分		金 額
助成対象経費	建築物の修景費	
	建築物の修景費（照明設備）	
	工作物の修景費	
	工作物の修景費（照明設備）	
	設計・工事監理費	
	耐震改修費	
	耐震診断費	
	【助成対象経費小計：A】	
助成対象外経費		
	【助成対象外経費小計】	
合計		

※行数が不足する場合は、適宜追加してください。

3 助成金交付申請額の算定

A：助成対象経費	
B：助成対象経費の $1/2$ （ $A \times 1/2$ ）	
C：助成金限度額	
D：交付済額	
E：助成金限度額（ $C - D$ ）	
F：助成金交付基礎額（B 又は E のいずれか低い額）	
G：助成金申請額（E を 1,000 円未満切り捨て）	

別記様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日
様

新潟市長 印

新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金について、下記のとおり（交付・不交付）と決定しましたので通知します。

記

- 1 建造物の所在地
- 2 建造物の名称
- 3 助成金交付決定額（不交付の理由）
- 4 交付条件
 - （1）助成事業に要する予算又は内容を変更しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
 - （2）助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - （3）助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - （4）上記の助成金交付決定額は、現段階での見込み金額であり、助成金額については、実績報告を受けて確定するものとする。
 - （5）その他の条件

別記様式第4号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所（法人にあっては所在地）
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった事業について、
次のとおり、（変更・中止・廃止）したいので、申請します。

記

- 1 建造物の所在地
- 2 建造物の名称
- 3 （変更・中止・廃止）の内容

	変更前	変更後
工事内容		
助成対象経費		
交付申請額		

- 4 （変更・中止・廃止）の理由
- 5 変更予定年月日
- 6 添付書類
 - （1）交付申請時に提出した書類で、変更に関わるもの
 - （2）その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金（変更・中止・廃止）
（承認・非承認）通知書

年 月 日付で計画（変更・中止・廃止）承認申請のあった新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金について、下記のとおり（承認・非承認）としたので通知します。

記

- 1 建造物の所在地
- 2 建造物の名称
- 3 （変更・中止・廃止）の内容

	変更前	変更後
工事内容		
助成対象経費		
交付申請額		

- 4 （変更・中止・廃止）の理由
- 5 非承認の理由

別記様式第 6 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所（法人にあっては所在地）
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金実績報告書

年 月 日付 第 号で助成金の交付決定の通知を受けた新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金について、事業が完了しましたので、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 建造物の所在地			
2 建造物の名称			
3 助成対象経費、 交付決定額及び その精算額	交付決定時	助成対象経費 円	交付決定額 円※
	実績報告時	助成対象経費 円	精算額 円
4 助成事業の期間	【工事着手予定】	年 月 日	
	【完了完了予定】	年 月 日	
5 助成事業の 公表の状況			

添付書類

- （１）収支決算書（別記様式第 7 号）
- （２）竣工図（変更があった場合に限る。）
- （３）工事請負契約書の写し
- （４）領収書の写し
- （５）施工前・施工中・施工後の写真（建造物の全景及び施工箇所ごとの状況が確認できるもの）
- （６）前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

助成金振込先

口座 名義	カナ						
	漢字						
金融機関名		預金種別	口座番号				
銀行 本店		☐ 普通					
金庫 支店		☐ 当座					
農協 出張所							
信用組合							

別記様式第7号（第14条関係）

助成事業収支決算書

1 収入

区 分	資金調達先	金 額
自己資金		
借入金		
本助成金	新潟市	
その他		
合計		

※行数が不足する場合は、適宜追加してください。

2 支出

区 分		金 額
助成対象経費	建築物の修景費	
	建築物の修景費（照明設備）	
	工作物の修景費	
	工作物の修景費（照明設備）	
	設計・工事監理費	
	耐震改修費	
	耐震診断費	
	【助成対象経費小計：A】	
助成対象外経費		
	【助成対象外経費小計】	
合計		

※行数が不足する場合は、適宜追加してください。

3 助成金交付申請額及び算定方法

A：助成対象経費	
B：助成対象経費の $1/2$ ($A \times 1/2$)	
C：助成金限度額	
D：交付済額	
E：助成金限度額 ($C - D$)	
F：助成金交付基礎額（B又はEのいずれか低い額）	
G：助成金申請額（Eを1,000円未満切り捨て）	

別記様式第 8 号（第 16 条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 建造物の所在地
- 2 建造物の名称
- 3 助成金交付決定額
- 4 確定額

別記様式第 9 号（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

助成金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金について、次のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 建造物の所在地
- 2 建造物の名称
- 3 助成金交付決定額
- 4 交付決定取消額
- 5 取消理由

別記様式第 10 号（第 18 条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

助成金返還命令書

年 月 日付 第 号で金額を確定した新潟市歴史的まちなみ
保全事業助成金について、次のとおり返還を命ずる。

記

- 1 建造物の所在地
- 2 建造物の名称
- 3 助成金の返還額
- 4 返還期限
- 5 返還理由

別記様式第 1 1 号（第 2 0 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所（法人にあっては所在地）
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金に係る取得財産の処分承認申請書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金について、取得した財産を下記のとおり処分したので、次のとおり申請します。

記

- 1 建造物の所在地
- 2 建造物の名称
- 3 取得効用増加財産の品目及び取得効用増加年月日
- 4 取得効用増加価格及び時価
- 5 処分の方法
- 6 処分の理由

別記様式第 1 2 号（第 2 0 条関係）

様
第 年 月 日

新潟市長 印

新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金に係る取得財産の
処分（承認・非承認）通知書

年 月 日付で取得財産の処分承認申請のあった新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金について、下記のとおり（承認・非承認）としたので通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 取得効用増加財産の品目及び取得効用増加年月日
- 3 取得効用増加価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由
- 6 承認の条件（非承認の理由）